

別表一（二）次葉（※平成26年10月1日以後開始する事業年度から）  
「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一（二）次葉  
平二六・十・一以後開始事業年度等分

		事業 年度等	法人名		
<b>法人税額の計算</b>					
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%	相当額 42
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%	相当額 43
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%	相当額 44
	所得金額 (35) + (36) + (37)	38	000	法人税額 (42) + (43) + (44)	45
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%	相当額 46
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000	(40)の19%	相当額 47
所得金額 (39) + (40)					
課税標準額 (27)					
法人申告額の計算	この申告に又は減少(11)-(53)又は(54)-(56)の金額				00
	課税土地譲渡利益金額	52		法人申告確定地方法人税額	59
この申告前の欠損金の当期控除額					
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57			

**「35」欄**  
特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合  
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第2項」  
② 「区分番号」欄:「00384」  
③ 「適用額」欄:当該別表一（二）次葉「35」欄の金額(円単位)  
(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。  
2 別表一（二）「1」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。  
※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

**「39」欄**  
公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合  
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第3号」  
② 「区分番号」欄:「00382」  
③ 「適用額」欄:当該別表一（二）次葉「39」欄の金額(円単位)  
(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。  
2 別表一（二）「1」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。